

嘉麻市中小企業振興基本計画

平成 30 年 7 月策定

嘉 麻 市

目次

第1	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
第2	本市の中小企業の現状	2
1	中小企業を取り巻く環境	2
2	本市中小企業の状況	9
3	課題の整理	14
第3	推進する施策	15
1	推進する施策の体系	15
2	推進する施策と主な取り組み	17
(1)	中小企業の創業の促進を図る	17
①	創業希望者の発掘・確保及び育成	17
②	事業計画策定及び資金調達の支援	17
③	その他創業の促進を図るために必要な施策	18
	〔推進にあたっての指標〕	18
(2)	中小企業者の経営基盤の安定強化を図る	18
①	経営に関する相談及び指導の充実	18
②	経営基盤強化に係る計画策定の促進	18
③	円滑な資金調達の支援	19
④	情報通信技術、展示会・商談会等を活用した販路開拓の促進	19
⑤	円滑な事業承継の支援	19
	〔推進にあたっての指標〕	19
(3)	中小企業の活用による地域内の経済循環の創出を図る	20
①	中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報提供	20
②	地域資源活用の促進	20
③	地域商店活用の促進	20
	〔推進にあたっての指標〕	21
(4)	中小企業者の新たな事業展開の促進を図る	21
①	新技術・新商品の開発支援	21
②	地域資源を活用したツーリズムの振興	21
③	農商工連携の促進	21
	〔推進にあたっての指標〕	22

(5) 中小企業の人材の確保及び育成並びに職場環境の整備の促進を図る	22
① 地域の中小企業への就労促進	22
② 技術・技能の継承と後継者育成	22
③ 安心して働ける労働環境の整備促進	23
〔推進にあたっての指標〕	23
(6) 小規模企業者の事業の持続的な発展を図る	23
① 事業計画策定の及び円滑な資金調達の支援	23
② 生産性の向上及び ICT の活用による売上拡大の支援	24
③ その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策	24
〔推進にあたっての指標〕	24
第4 施策を効果的に推進するための取り組み	25
1 計画の推進体制について	25
2 計画の実効性の確保について	25
3 計画の見直しについて	25
4 その他	25
【参考資料】	26
嘉麻市中小企業振興基本条例	26
事業者アンケート結果詳細（別添）	

中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義

本計画において、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

2017年版中小企業白書によれば、国内における中小企業の数企業全体の99.7%を占め、中小企業で働く従業者数も従業員全体の70.1%となっており、中小企業は国内経済を下支えする非常に重要な存在となっています。

市内の中小企業は、こうした地域経済と雇用の基盤を支える役割に加え、地域の祭りや文化の継承の面でも重要な機能を果たしており、地域社会を支える大きな役割を担っています。なかでも市内中小企業の大部分を占める小規模企業は、より地域に根差しており、地域の需要に対応した商品や役務の提供等を通じ、地域社会にとって必要不可欠な存在となっています。

近年、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、情報通信技術の更なる発展など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。本市においても商店街の空洞化が進むとともに、都市部との経済格差の拡大により産業が収縮し、人口流出が止まらずに大きな課題となっています。

このような状況の中、本市経済の成長発展と市民生活の向上を図っていくためには、中小企業の多様で活力ある成長発展が不可欠です。

このため、市では、中小企業の振興を市政の重要課題の一つと位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するために、平成29年6月、嘉麻市中小企業振興基本条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

本計画は、条例に基づき中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、中小企業振興に関する具体的な取り組み内容や推進体制などを定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次嘉麻市総合計画」及び「嘉麻市人口ビジョン・総合戦略」を上位計画とし、条例第11条第1項の規定の基づく「中小企業の振興に関する基本計画」とします。また、第2次嘉麻市観光振興基本計画など関連計画との整合性を図ります。

3 計画期間

計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

第2 本市の中小企業の現状

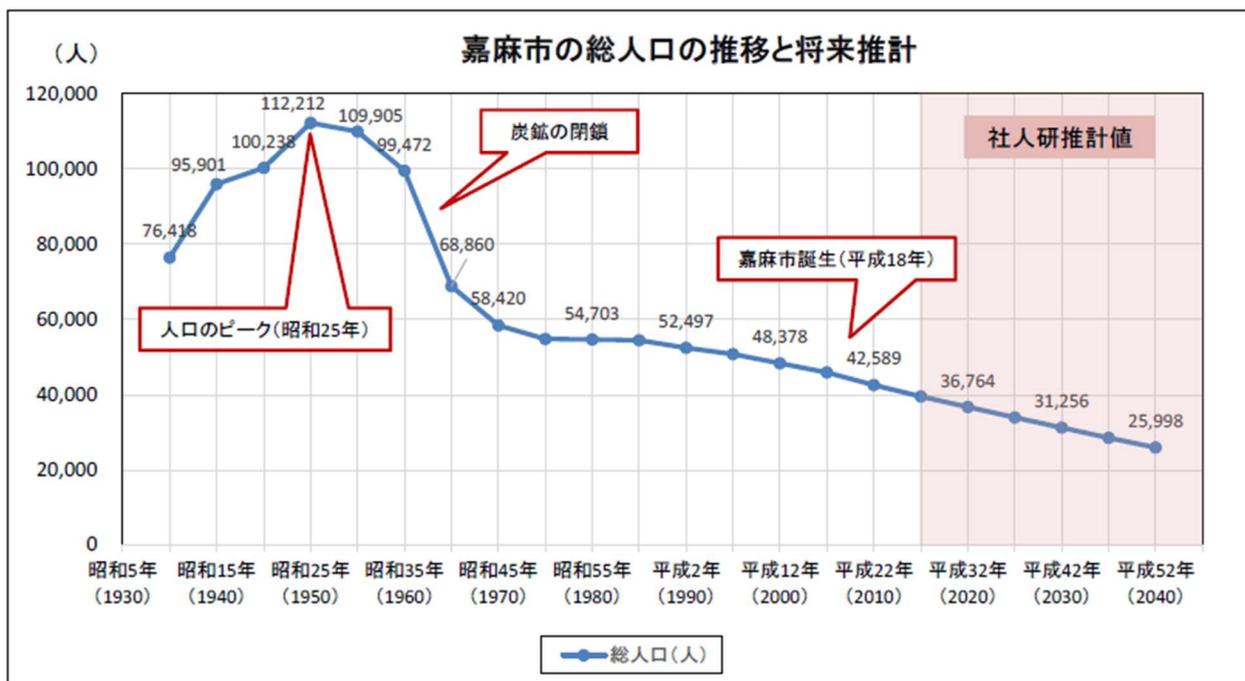
1 中小企業を取り巻く環境

(1) 本市の人口

本市の人口は、1950（昭和25）年の112,212人をピークとして、エネルギー革命後の石炭需要の減少に伴う炭鉱閉鎖を契機に急激に減少しました。すべての炭鉱が閉山された1970（昭和45）年以降は人口減少のペースは緩やかになったものの、依然として人口減少は続き、2015（平成27）年国勢調査では38,743人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、2015（平成27）年以降も人口の減少傾向は続き、2040（平成52）年には、25,998人まで減少すると推計されています。これは、2015（平成27）年と比較すると12,745人（32.9%）の減少ということになります。

総人口及び生産年齢人口の減少に伴い、地域経済の規模縮小だけでなく、地域社会の活力そのものが低下することが懸念されます。



資料：平成22（2010）年までは国勢調査、平成27（2015）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

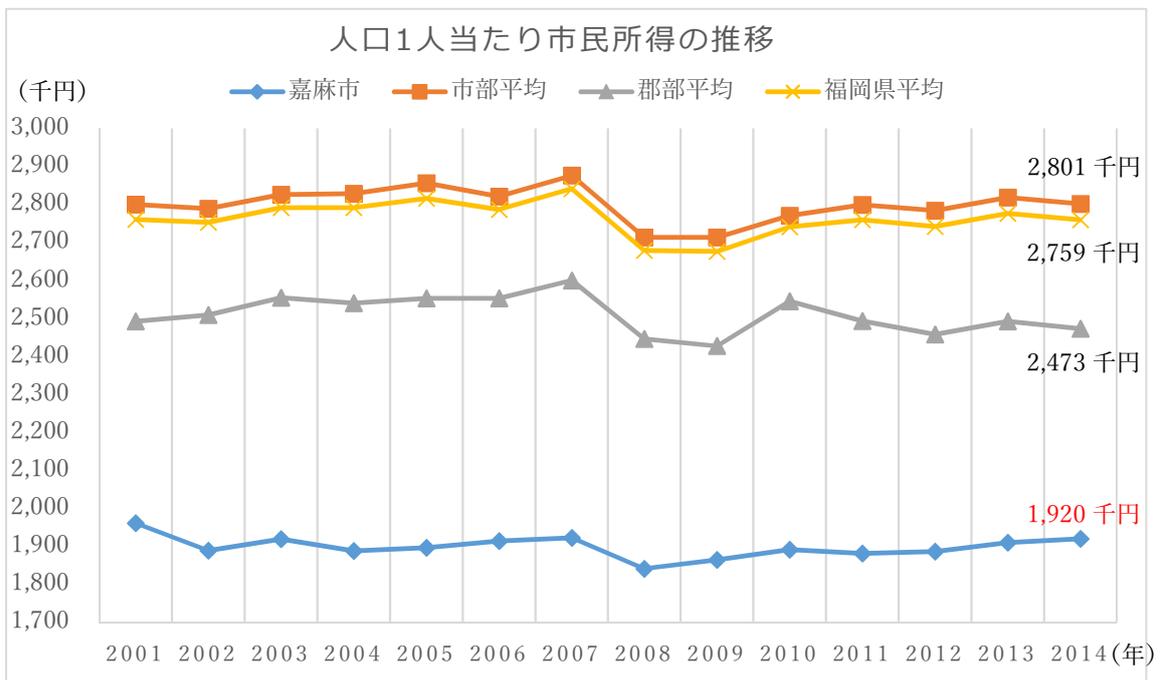
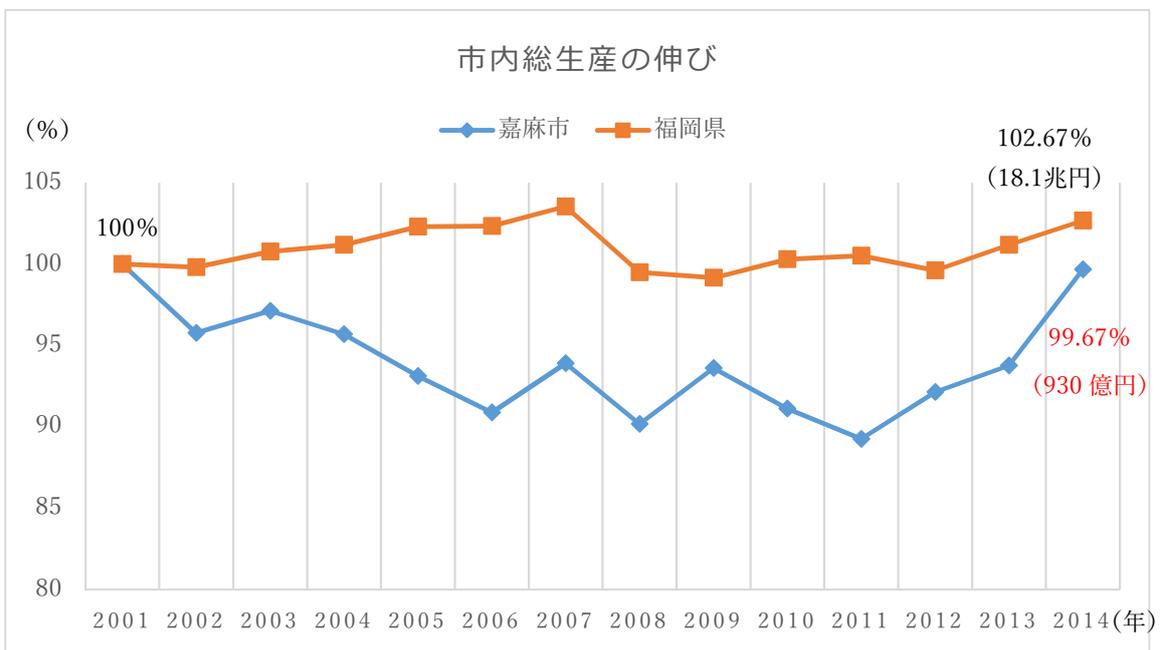
(2) 本市の産業構造

① 市内総生産と市民所得

市内総生産は、2001（平成 13）年を 100 とすると、2003（平成 15）年度から 2011（平成 23）年度にかけて減少傾向にありましたが、以降は緩やかに回復しています。

また、一人当たりの市民所得も 2003（平成 15）年度以降は減少傾向にありましたが、2009（平成 21）年度以降は増加しています。

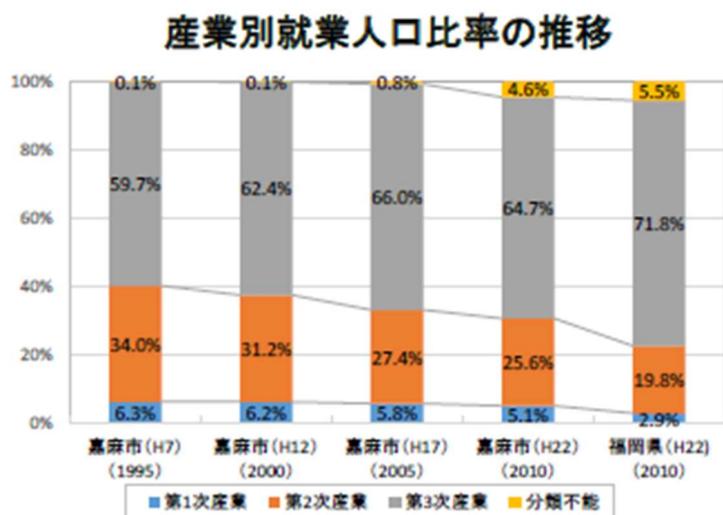
しかしながら、福岡県平均や市部平均と比較すると、依然として非常に低い水準で推移しています。



資料：福岡県「平成 26 年度県民経済計算」

②本市の産業別就業人口比率の推移

本市内の産業別就業人口比率を見ると1995（平成7）年から2010（平成22）年にかけて、第1次産業、第2次産業の比率は減少し、第3次産業が増加していますが、福岡県平均に比べると第1次産業及び第2次産業の就業人口率が高く、第3次産業の比率は低くなっています。

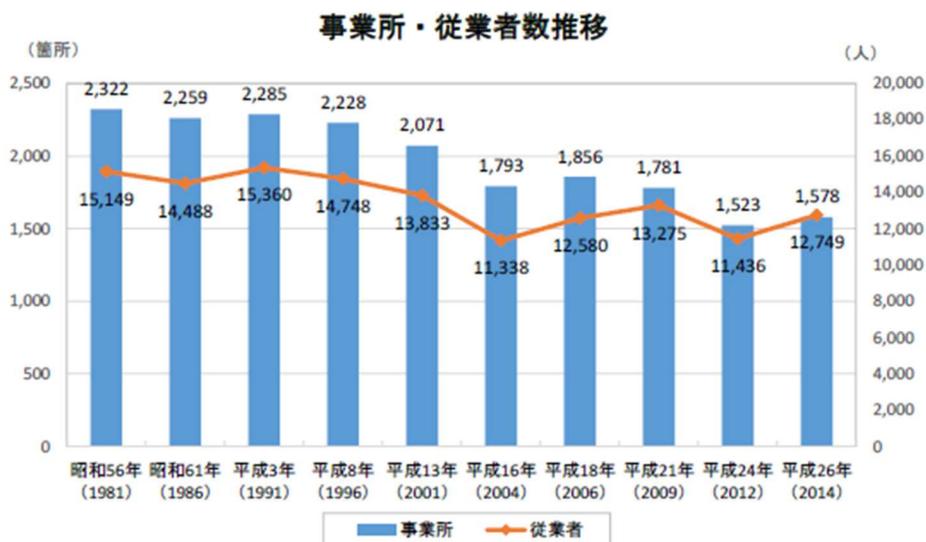


資料：各年国勢調査

③市内の事業所数と従業員数

本市の事業所は、1981（昭和56）年の2,322箇所をピークに増減を繰り返しながら減少傾向にあります。2012（平成24）年には1,523箇所まで減少しましたが、2014（平成26）年には1,578箇所と55箇所増加しています。

本市の従業員は、1991（平成3）年の15,360人をピークに、2012（平成24）年には11,436人まで減少しましたが、2014（平成26）年には12,749人まで回復しています。

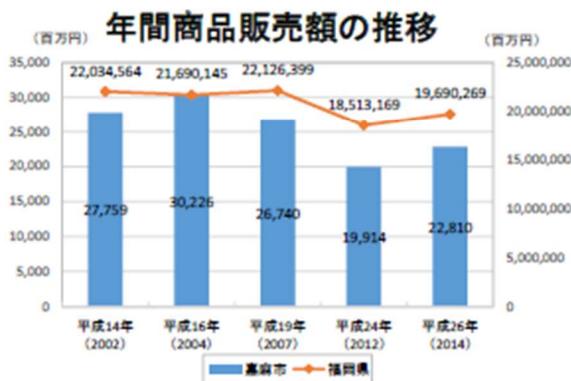
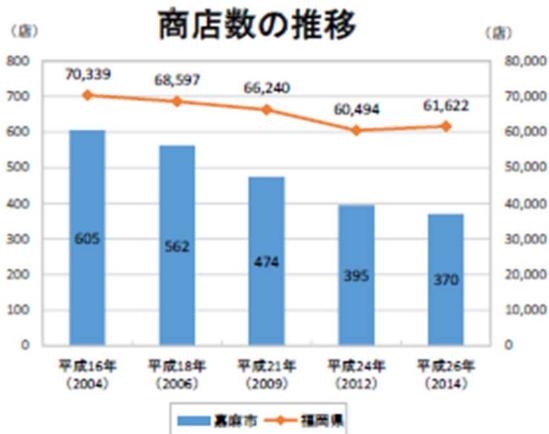


資料：嘉麻市統計書（平成28年4月改訂版）

④市内の商店数と年間販売額

本市の商店数は、2004（平成 16）年の 605 店をピークに減少しています。

年間商品販売額は、2004（平成 16）年の 30,226 百万円をピークに 2012（平成 24）年まで減少いたしましたが、2014（平成 26）年は増加しています。

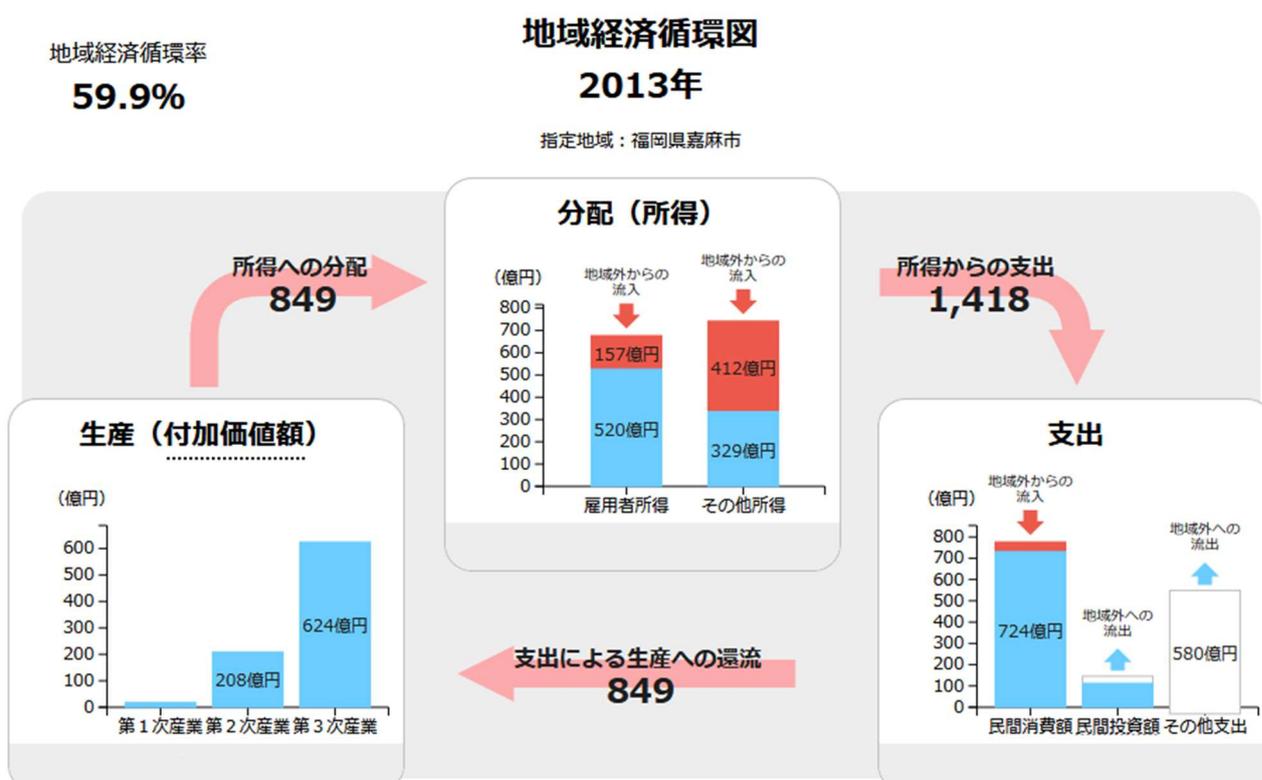


資料：嘉麻市統計書（平成 28 年 4 月改訂版）
経済センサス

⑤本市の地域経済循環

地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて再び地域内企業に還流します。これを地域経済循環といいます。この地域経済循環の過程で地域外にお金が出た場合、地域経済が縮小する可能性があります。

本市は、支出の面で消費や投資として市外に流出しており、近隣市と比べても地域経済循環率は59.9%と非常に低い数値となっています。これは、県内の60自治体の中で、ワースト9位の数字であり、市ではワースト1位となっています。



【出典】

環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

【注記】

本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。

<http://www.vmi.co.jp/reca/>

「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。）

「雇用者所得」とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいう。

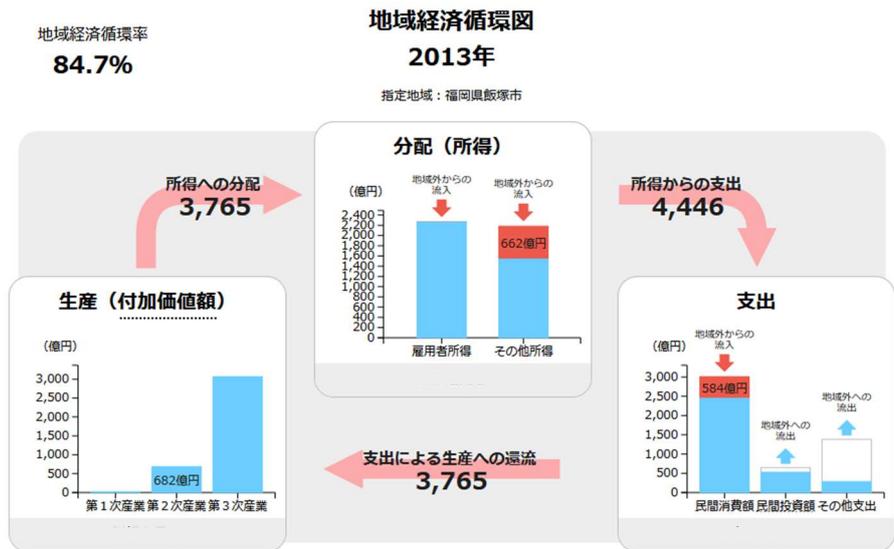
「その他所得」は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇用者所得以外の所得により構成される。

「その他支出」は、「政府支出」+「地域内産業の移輸出-移輸入」により構成される。

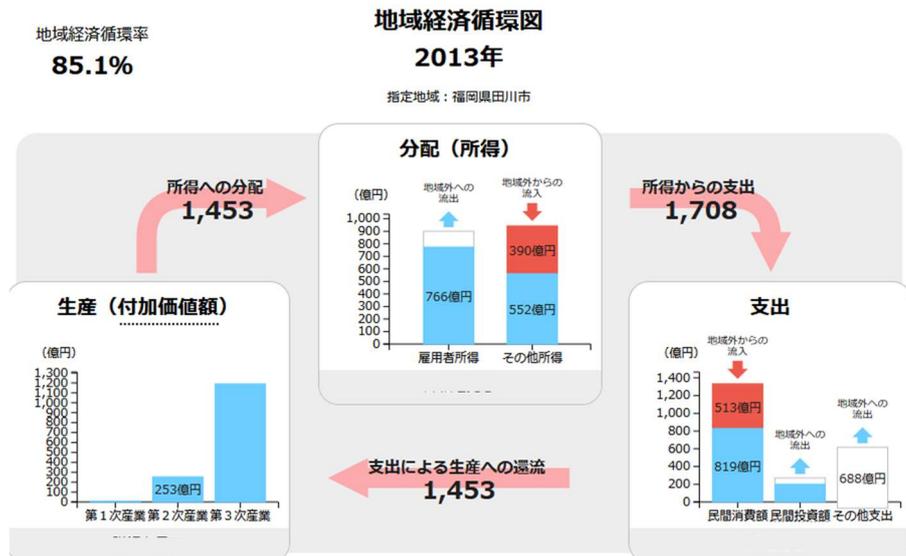
例えば、移輸入が移輸出を大きく上回り、その差が政府支出額を上回る場合（域外からの財・サービスの購入を通じた所得流出額が政府支出額よりも大きい場合）は、「その他支出」の金額がマイナスとなる。

「支出流出率」とは、地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合で、プラスの値は地域外からの流入、マイナスの値は地域外への流出を示す。

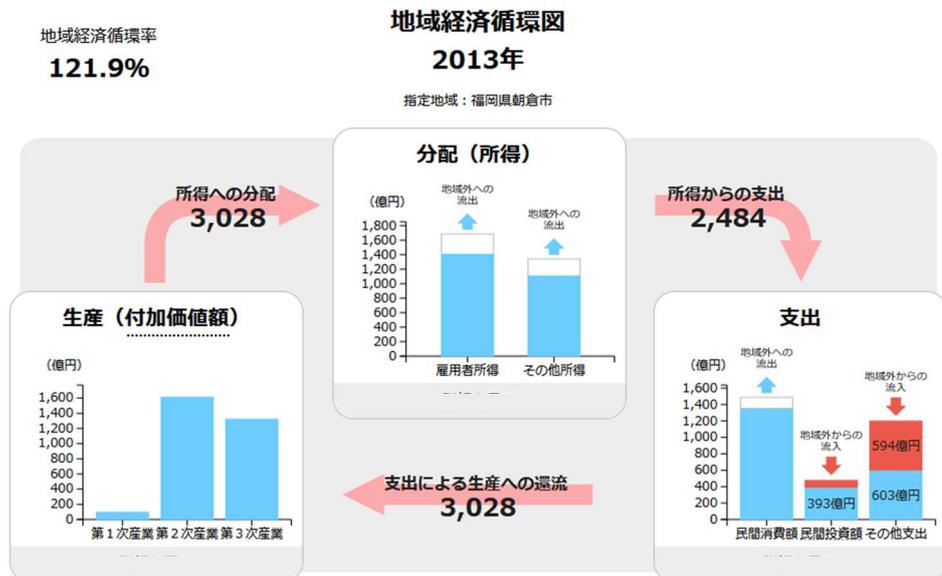
飯塚市



田川市



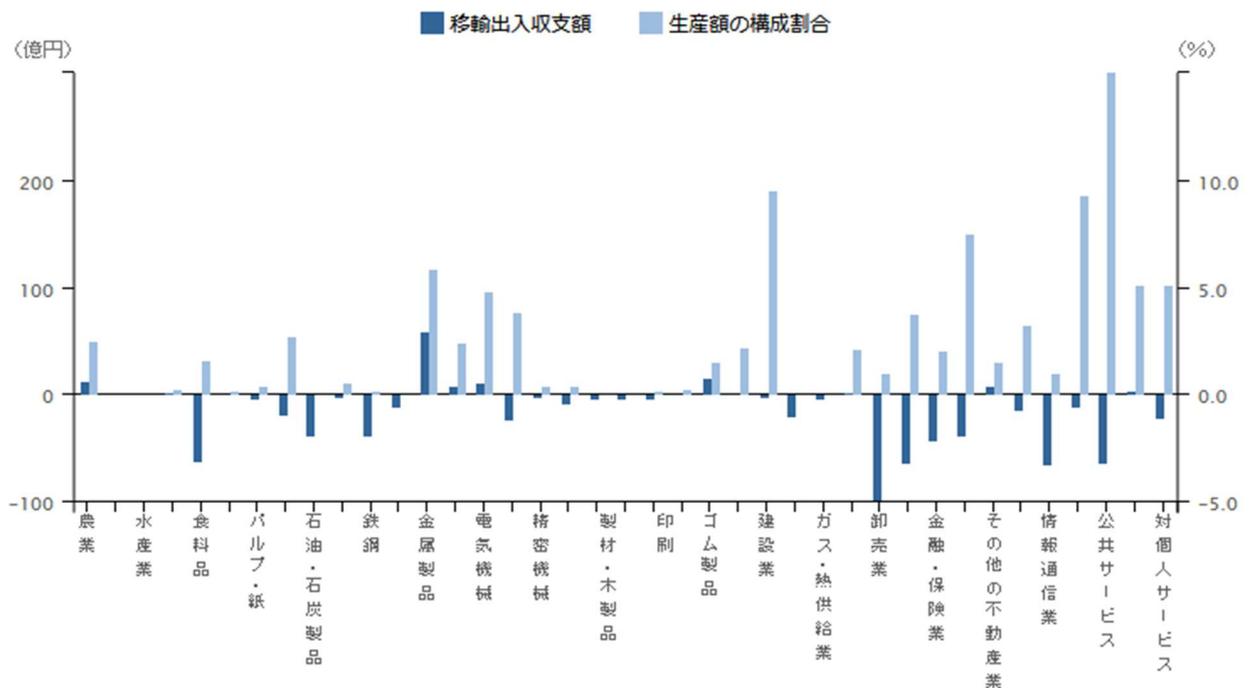
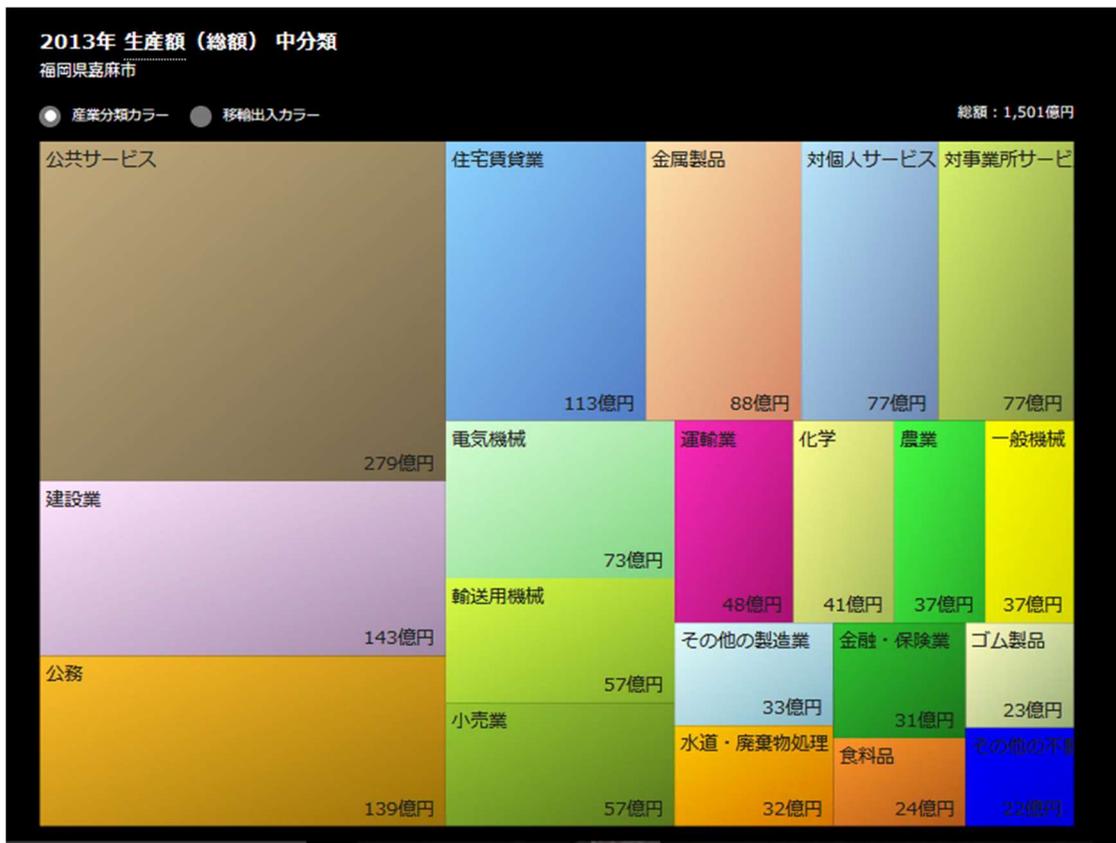
朝倉市



⑥本市の産業別生産額と移輸出入収支額

産業別生産額を見ると、医療や介護といった「公共サービス」や「建設業」「公務」などの割合が大きいことが分かります。

本市において、「農業」「金属製品」「ゴム製品」等は移輸出入収支がプラスとなっていますが、生産額の構成割合が大きい第3次産業においては、移輸出入収支はマイナスとなり地域外へ流出しており、地域経済循環率が低い要因であることがわかります。



出典：RESAS

2 本市中小企業の状況

(1) アンケート調査の概要

■調査目的

本アンケートは、市内の中小企業が抱える経営課題等を聴取し、中小企業者の経営実態に即した施策を立案することを目的としています。

■調査対象

市内中小企業・小規模事業者 813 社
(商工会・商工会議所会員及び誘致企業振興会会員企業)

回答数 329 社

回収率 40.5%

■調査期間

2017年9月5日(火)～9月27日(水)

■調査方法

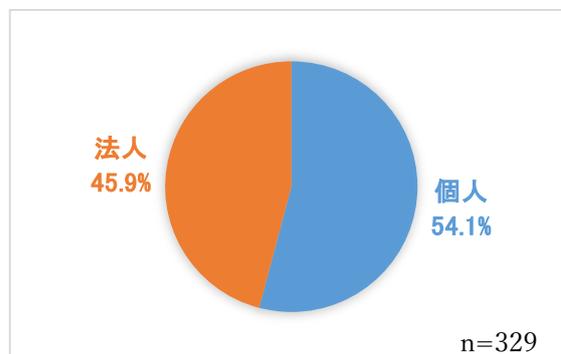
郵送による調査票の送付・回収及び聞き取り調査を実施

(2) 回答事業者の属性

■事業形態別

「個人」からの回答が 178 社 (54.1%)、「法人」からの回答が 151 社 (45.9%) となっています。

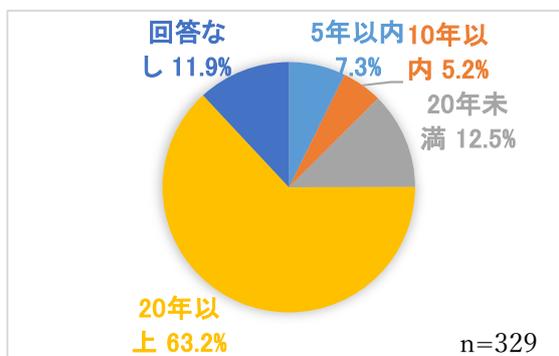
	件数	%
個人	178	54.1
法人	151	45.9
	329	100



■業歴

「20 年超」が 63.2%と最も多く、創業後「5 年以内」の事業者は 7.3%に留まっています。

	件数	%
5 年以内	24	7.3
10 年以内	17	5.2
20 年以内	41	12.5
20 年以上	208	63.2
回答なし	39	11.9
	329	100



■資本金

「1 千万円～5 千万円未満」が 37.1%と最も多く、次いで「3 百万円～5 百万円未満」が 26.5%、「5 百万円～1 千万円未満」が 11.3%と続いています。

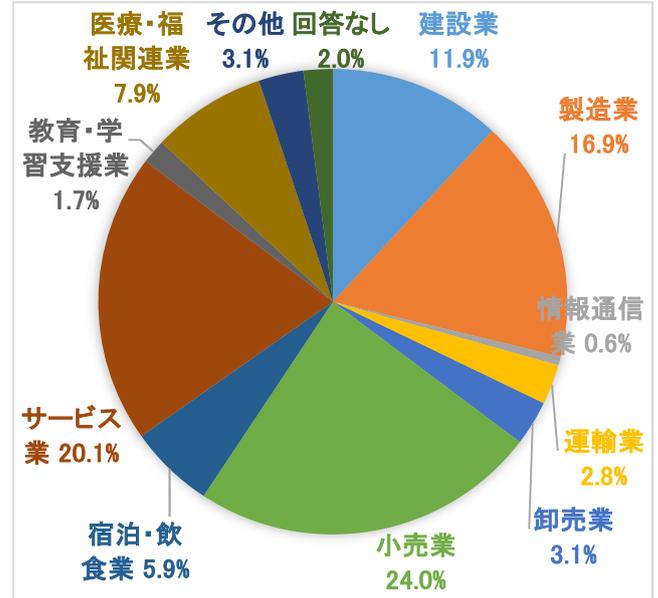
	件数	%
100 万円未満	7	4.6
100 万円～300 万円未満	4	2.6
300 万円～500 万円未満	40	26.5
500 万円～1 千万円未満	17	11.3
1 千万円～5 千万円未満	56	37.1
5 千万円～1 億円未満	5	3.3
1 億円以上	8	5.3
回答なし	14	9.3
	151	100



■業種別

「小売業」からの回答が24.0%と最も多く、次いで「サービス業」20.1%、「製造業」16.9%と続いています。

	件数	%
建設業	42	11.9
製造業	60	16.9
情報通信業	2	0.6
運輸業	10	2.8
卸売業	11	3.1
小売業	85	24.0
宿泊・飲食業	21	5.9
サービス業	71	20.1
教育・学習支援業	6	1.7
医療・福祉関連業	28	7.9
その他	11	3.1
回答なし	7	2.0
	354	100

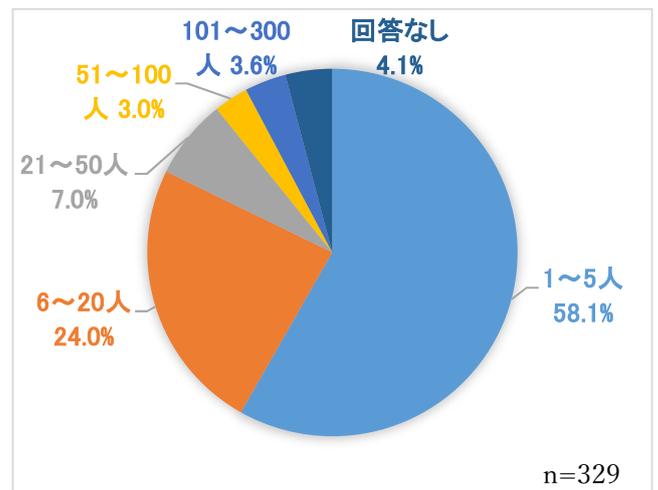


n=354

■従業員数

「1～5人」の事業所が58.1%と最も多く、次いで「6～20人」の事業所が24.0%となっており、規模の小さい20人以下の事業所が8割（82.1%）を占めています。

	件数	%
1～5人	191	58.1
6～20人	79	24.0
21～50人	23	7.0
51～100人	10	3.0
101～300人	12	3.6
301人～	0	0
回答なし	14	4.1
	329	100

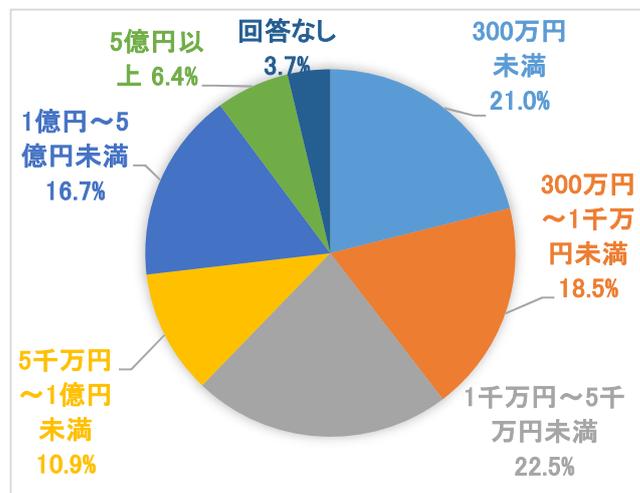


n=329

■直近の年間売上高

「1千万円～5千万円未満」の事業者が22.5%と最も多く、次いで「300万円未満」の事業者が21.0%となっており、5千万円未満の事業者が6割（62.0%）を占めています。

	件数	%
300万円未満	69	21.0
300万円～1千万円未満	61	18.5
1千万円～5千万円未満	74	22.5
5千万円～1億円未満	36	10.9
1億円～5億円未満	55	16.7
5億円以上	21	6.4
回答なし	13	3.7
	329	100



n=329

(3) 結果概要

■経営状況について

・5年前と比較した売上・利益については、「減少」と答えた事業者が共に5割あり、特に個人事業者では6割が売上・利益ともに「減少」と回答していることから非常に厳しい状況が伺えます。

・事業規模が比較的大きな法人や売上が1億円を超えるような事業者においては、売上・利益が「増加」と回答した割合が多く、国の経済政策の恩恵を受けている結果が出ています。

・利益増加の要因としては、「販路・市場の拡大」(17.1%)が最も多く、次いで「経営戦略の企画・実行」(12.0%)、「設備等の新設・更新」(8.5%)と続いており、積極的な経営が利益増加に結びついていることが分かります。

・利益減少の要因としては、「消費者ニーズの減少」(19.3%)が最も多く、次いで「社会環境の変化」(14.1%)、「同業他社の競争激化」(11.8%)と続いており、外的な要因を挙げている事業者が多いことが分かります。

■経営課題について

・経営課題をあげる設問では、「人材確保・育成」(17.6%)が最も多く、建設業や製造業で特に顕著になっています。

・個人事業者においては、「店舗・設備・機材の老朽化」(11.3%)が最も多い回答となっています。

■今後5年間の予定について

・今後5年間の予定については、「現状維持」が回答の28.7%を占め、最も多くなっていますが、個人事業主の約1/4（26.4%）は5年以内に「閉鎖・廃業」を考えているとの回答があり、今後も事業所数は減少の傾向にあると思われます。

■従業員の採用について

・事業所の3割弱（28.4%）が新規採用を予定していますが、業種別でみると医療・福祉関連業が64.9%、製造業が46.6%と高い回答になっており、より人材を必要としていることが分かります。

■市内立地の環境について

・立地環境として優れている点を聴く設問で「そう思う」「やや思う」と回答した事業者の割合が「あまり思わない」「思わない」の回答を上回ったのは、「地代・家賃や水道代が安い」のみでした。一方で、「観光客が多い」「集客がしやすい」「優れた人材を集めやすい」「交通の便がいい」といった設問では、「あまり思わない」「思わない」との回答が約7割を占めており、現状の立地環境に不満を持っていることが分かります。

■事業承継（後継者）について

・事業者全体では「自分の代で廃業するので承継は考えていない」と回答した割合は、3割弱ですが、個人事業者においては、5割弱は自分の代で廃業するとしています。

・予定している後継者については、「親族（子供・兄弟姉妹）」が約8割となっており、親族の後継者がいない場合は、事業承継が難しい現状が分かります。

■市の中小企業振興施策について

・市が実施している施策について、「プレミアム付き商品券発行事業」については、認知度が5割を超えたものの、その他の施策については認知度が非常に低くなっています。

・行政に対して望む支援策については、「人材育成・確保に関する支援」が回答の13.1%と最も多く、次いで「設備（店舗含む）更新への支援」（10.2%）、「資金繰りの支援」（9.5%）と続いています。事業形態で見ると、個人事業者は「資金繰りの支援」と「設備（店舗含む）更新への支援」の要望が多く、法人事業者は「人材育成・確保に関する支援」の要望が多いことが分かります。

3 課題の整理

日本経済は国の経済施策の効果により、経済の好循環が確実に回りはじめているものの、本市の中小企業は、5年前と比較して売上、利益が「横ばい」「減少」していると回答した事業者が7割強となっており、依然として厳しい状況が続いています。業績が好調な中小企業においても、「人材の確保及び育成」が喫緊の課題となっており、支援の強化を検討する必要があります。

また、事業主全体の43.2%が65歳以上の高齢者という結果から、今後、事業所の数を維持していくためには、「事業承継」と「創業者の育成」が大きな課題となっています。

本市は、福岡県の中心に位置しながらも中小企業にとっては、決して立地環境のよい場所ではないことがアンケートの結果から伺えます。今後は地域内資源の積極的な活用により、地域内の経済循環の拡大を図り、中小企業の活性化を促し新たな事業展開につながるような施策が必要になります。

【課題】

- ・「創業者の育成」
- ・「事業承継」
- ・「地域内の経済循環」
- ・「新たな事業展開の促進」
- ・「人材の確保及び育成」
- ・「施策や必要な情報の周知」

第3 推進する施策

前章までの現状・課題を受けて、本計画では、条例に基づく以下の6つの基本方針を柱に、20の施策に取り組むことで中小企業の振興を図ります。

- (1) 中小企業の創業の促進
- (2) 中小企業者の経営基盤の安定強化
- (3) 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出
- (4) 中小企業者の新たな事業展開の促進
- (5) 中小企業の人材の確保及び育成並びに職場環境の整備の促進
- (6) 小規模企業者の事業の持続的な発展

計画期間に推進する施策の体系図は次のとおりです。

1 推進する施策の体系

(1) 中小企業の創業の促進を図る

- ①創業希望者の発掘・確保及び育成
- ②事業計画策定及び資金調達の支援
- ③その他創業の促進を図るために必要な施策

(2) 中小企業者の経営基盤の安定強化を図る

- ①経営に関する相談及び指導の充実
- ②経営基盤強化に係る計画策定の促進
- ③円滑な資金調達の支援
- ④情報通信技術、展示会・商談会等を活用した販路開拓の促進
- ⑤円滑な事業承継の支援

(3) 中小企業の活用による地域内の経済循環の促進を図る

- ① 中小企業の製品、技術、サービスに関する情報提供
- ② 地域資源活用の促進
- ③ 地域商店活用の促進

(4) 中小企業者の新たな事業展開の促進を図る

- ① 新技術・新商品の開発支援
- ② 地域資源を活用したツーリズムの振興
- ③ 農商工連携の促進

(5) 中小企業の人材の確保及び育成並びに職場環境の整備の促進を図る

- ① 地域の中小企業への就労促進
- ② 技術・技能の継承と後継者育成
- ③ 安心して働ける労働環境の整備の促進

(6) 小規模企業者の事業の持続的な発展を図る

- ① 事業計画策定及び円滑な資金調達の促進
- ② 生産性の向上及び ICT の活用による売上拡大の支援
- ③ その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策

2 推進する施策と主な取り組み

(1) 中小企業の創業の促進を図る

【方向性】

創業者が増加していくことは、地域の活性化に繋がり、既存事業者の経営革新を促すうえでも刺激となることから、創業に果敢にチャレンジできる環境づくりを進めます。

【施策と主な取り組み】

① 創業希望者の発掘・確保及び育成

- ・商工会や商工会議所（以下「商工団体」といいます。）による窓口相談や創業塾等により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援します。
- ・嘉麻市創業支援事業計画に基づき、商工団体、金融機関等と行政機関が連携を密にし、創業希望者や創業間もない方へ、段階に応じた情報提供や指導等、きめ細かなサポートを強化していくことで、創業の実現と安定した経営を目指します。
- ・移住定住起業チャレンジ支援事業補助金等、創業しやすい環境づくりを進め、首都圏や福岡都市圏へのPRを行い創業希望者の発掘・確保に努めます。
- ・地域での起業意識の向上を図るため、市内の小中学校、高等学校において地元の創業者による社会人講話を通じて、次世代を担う子供たちのチャレンジマインドの育成を図る取り組みを支援します。
- ・創業者を増やすことを目的に、*地域おこし協力隊を活用した創業モデル事業に取り組みます。

※地域おこし協力隊：人口減少や高齢化の振興の著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ地域協力活動を行ってもらい、その定住定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的に総務省が推奨する制度。

② 事業計画策定及び資金調達の支援

- ・創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう、商工団体の経営指導員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るように、継続的なフォローアップを行います。
- ・開業資金等、既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援します。

③ その他創業の促進を図るために必要な施策

- ・空き家バンク制度などを活用し、市外からの移住定住に結びつく創業の促進を図ります。
- ・創業者相互の連携・組織化を支援し、ネットワークを構築していくことで、更なる創業者の呼び込みを図ります。

【推進にあたっての指標】

指 標	当初値 (2016 年度)	2018	2019	2020	2021	目標値 (2022 年度)
創業塾、創業セミナーの 参加人数 (人)	10	11 (21)	12 (33)	13 (46)	14 (60)	15 (75)
市の支援制度や創業塾を 利用した創業者数 (人)	2	3 (5)	3 (8)	4 (12)	4 (16)	5 (21)

※下段 () は累計

(2) 中小企業者の経営基盤の安定強化を図る

【方向性】

経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の安定強化を進めます。

【施策と主な取り組み】

① 経営に関する相談及び指導の充実

- ・商工団体の経営指導員等による巡回指導や窓口相談等により、金融、財務、労務、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業の経営全般にわたる支援を行います。
- ・商工団体や金融機関と連携し、専門家の活用を図りながら、経営革新や経営力向上等のセミナーを開催します。
- ・商工団体と定期的に協議の場を設けて、情報を共有することにより、中小企業の相談支援体制の強化を図ります。

② 経営基盤強化に係る計画策定の促進

- ・独自の技術・ノウハウを持った創造的中小企業を育成するため、中小企業の経営計画の策定を支援します。
- ・計画策定後も継続的なフォローアップを行うとともに、計画遂行に必要な情報提供などの支援を行います。

③ 円滑な資金調達の支援

- ・国や県が行う中小企業向けの低利融資制度の活用を支援します。
- ・新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業に対し、関係機関の支援制度など必要な情報を提供します。
- ・中小企業の生産性向上に資する設備投資の促進を図るため、税制面での優遇措置及び補助金制度の創設を検討します。

④ 情報通信技術、展示会・商談会等を活用した販路開拓の促進

- ・情報通信技術の研修機会の提供を通じて、ホームページの開設やネットビジネスの展開等、中小企業の ICT（情報通信技術）及び IoT（モノのインターネット）利活用を促進します。
- ・商工団体と連携し、展示会・商談会等の開催、出展等を支援し、新たな販路を創出していきます。
- ・県や関係機関等が開催する物産展や商談会の情報を提供します。

⑤ 円滑な事業承継の支援

- ・円滑な事業承継の促進に向けて、福岡県事業引継ぎ支援センターを活用し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援するとともに、商工団体や金融機関等との連携を図りながら、研修機会の提供を行います。

【推進にあたっての指標】

指 標	当初値 (2016 年度)	2018	2019	2020	2021	目標値 (2022 年度)
商工会・商工会議所の相談・指導件数（件）	2,634	2,700 (5,334)	2,800 (8,134)	2,900 (11,034)	3,000 (14,034)	3,000 (17,034)
経営革新計画の策定事業者数（社）	5	5 (10)	6 (16)	7 (23)	7 (30)	8 (38)
市外での商談会・展示会等への出店事業者数（社）	3	4 (7)	5 (12)	6 (18)	7 (25)	8 (33)
福岡県事業引継ぎ支援センターへの紹介事業者数（社）	—	1	1 (2)	1 (3)	2 (5)	2 (7)

※下段（ ）は累計

(3) 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出を図る

【方向性】

市内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く市民や企業に紹介するとともに、地域内資源の積極的な活用により、地域内の経済循環の拡大を図ります。

また、市民が自発的に地域商店を利用し、市内産品・製品を購入することで、地域社会を支える中小企業を応援し、中小企業の活性化を促します。

【施策と主な取り組み】

① 中小企業の製品、技術、サービスに関する情報提供

- ・市内中小企業の商品、技術、サービス等を紹介する展示会やイベントの開催を支援することで、新たな取引の創出につなげるとともに、市内産品・製品の市民の活用を促します。
- ・地域経済の活性化に資する情報等については、市の広報誌やホームページ・回覧板等を積極的に活用して周知を行います。
- ・異業種間の交流や中小企業の事業連携を促進し、取引の拡大を目指します。

② 地域資源活用の促進

- ・専門家のアドバイスや各種助成事業の活用により、市内産品を活用した新たな商品や販路開拓に積極的に取り組む中小企業を支援します。
- ・農林産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を目指します。
- ・地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域ブランドへと進展させます。
- ・市内外の消費者に地元商品をPRし、生産者が商品価値を再評価できる場所や機会を提供する取り組みを検討します。

③ 地域商店活用の促進

- ・空き店舗や空き地の活用の促進、市バスなどとコラボしたイベントの開催などを支援することで、商店街の魅力向上や賑わいづくりにつなげます。
- ・プレミアム付き地域商品券の発行により、消費喚起及び地域内の経済循環を促します。併せて、地域通貨の導入についても調査・研究を進めます。
- ・市内での消費喚起を促すため、“市内買い物デー”を設定し、キャンペーンを実施することで、地域商店での購買意欲を高めます。

〔推進にあたっての指標〕

指 標	当初値 (2016 年度)	2018	2019	2020	2021	目標値 (2022 年度)
地域経済循環率 (%)	59.9 (2013年)	61.0	62.0	63.0	64.0	65.0
商店街イベントの開催 (回)	—	—	1	1 (2)	1 (3)	1 (4)

※下段（ ）は累計

(4) 中小企業者の新たな事業展開の促進を図る

【方向性】

農商工や産学官連携により新たな技術、商品、サービスの開発を進めるとともに、海外や新たな市場・業界への進出を支援することによって、中小企業の経営拡大につなげます。

【施策と主な取り組み】

① 新技術・新商品の開発支援

- ・独自の技術・ノウハウを持った創造的中小企業を育成するため、中小企業の経営革新計画の策定を支援します。
- ・計画策定後も継続的なフォローアップを行うとともに、計画に位置付けた新たな取り組みへの支援策を導入します。
- ・中小企業同士や誘致企業とのマッチングを行う異業種間交流の開催や産学官連携の支援によって、新たな事業連携や新商品開発の機会などを提供することで、中小企業の販売力の向上や新たな分野への進出につなげます。
- ・福岡県工業技術センターにおける技術相談、受託研究、設備機器利用等を通じて中小企業の技術の高度化を支援します。

② 地域資源を活用したツーリズムの振興

- ・豊かな自然環境、歴史に培われた文化など、本市の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、福岡県のほぼ中心という地理的優位性を生かし、第2次嘉麻市観光振興基本計画に基づき、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組みます。
- ・旧足白小学校に整備される「観光拠点施設」を活かした着地型観光スタイル、いわゆる“体感型観光”を構築し、交流人口を拡大させ、観光消費額の増大に取り組みます。
- ・日本山岳遺産に認定された“嘉穂アルプス”やリキュール特区の取得など、新たな取り組み

みを踏まえた新事業に対する支援を行います。

③ 農商工連携の促進

- ・ 中小企業と農林業者との連携を図り、本市の基幹産業の一つである農林業から生まれる一次産品に付加価値を付け、新たな商品開発を行うための支援を行います。
- ・ 県や関係機関と連携し、商品開発の支援や、農林業者と商工業者とのマッチング等により農商工連携や6次産業化の取り組みを推進します。

【推進にあたっての指標】

指標	当初値 (2016 年度)	2018	2019	2020	2021	目標値 (2022 年度)
農林産加工の新商品年間 開発数(件)	－	1	2 (3)	2 (5)	2 (7)	2 (9)
年間観光消費額(百万 円)	914 (2015年)	－	－	－	1,956	
【再掲】 経営革新計画の策定事業 者数(社)	5	5 (10)	6 (16)	7 (23)	7 (30)	8 (38)

※下段()は累計

(5) 中小企業の人材の確保及び育成並びに職場環境の整備の促進を図る

【方向性】

少子高齢化時代を迎え、労働力人口の減少が進む中、本市経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図り、市内で活躍してもらうことが重要です。また、若年者や女性、高齢者、障がい者等、誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めます。

【施策と主な取り組み】

① 地域の中小企業への就労促進

- ・ UI ターンによる市内企業への就職を促進するため、ハローワーク等の関係機関と協力して市内求人企業等の情報提供を行うとともに、市の広報誌等での求人情報提供も検討し、求職者と市内企業とのマッチングの機会を提供します。
- ・ 地元企業への就職意欲を高めるため、中小企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関との連携のもと、企業見学や職場体験、インターンシップ等を推進します。

- ・市内にはアパート等の賃貸物件が少なく、人材確保時の一つのハードルになっているため、空き家バンク制度や空き市営住宅の利活用を検討します。

② 技術・技能の継承と後継者育成

- ・中小企業の従業員の技術・技能習得のための支援や、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会の提供を支援します。
- ・経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、学習や相談の場を提供するなど、関係機関と連携して円滑な事業承継を支援します。
- ・次世代を担う若い世代の横の連携・コミュニケーションを促進するための体制づくりを支援します。
- ・国や県、関係機関と連携し、技術・技能の習得やキャリアアップのための情報提供を行います。

③ 安心して働ける労働環境の整備促進

- ・中小企業の経営者や管理職等の意識改革を促すためのセミナーの開催や啓発のための広報活動を展開するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援に取り組みます。
- ・家事・育児との両立を目指す女性等の雇用を創出するとともに、中小企業の業務生産性や効率性を高めるため、テレワークの拡大を目指します。

【推進にあたっての指標】

指標	当初値 (2016 年度)	2018	2019	2020	2021	目標値 (2022 年度)
直方中小企業大学校の年間研修受講者数(人)	2	3 (5)	3 (8)	4 (12)	4 (16)	5 (21)
UI ターンによる年間就職者数(人)	—	2	4 (6)	6 (12)	8 (20)	10 (30)

※下段()は累計

(6) 小規模企業者の事業の持続的な発展を図る

【方向性】

小規模企業者の成長段階に応じてよりきめ細かな経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等が必要となるため、商工団体との密接な連携を図り、本市の事業者の大部分を占める小規模企業者の事業の持続的な発展を図ります。

【施策と主な取り組み】

① 事業計画策定及び円滑な資金調達の支援

- ・ 商工団体の経営指導員等による巡回指導や窓口相談を通じて、小規模企業者の経営計画の策定を支援します。
- ・ 計画策定後も継続的なフォローアップを行うとともに、計画遂行に必要な情報提供などの支援を行います。
- ・ 国、県の低利融資制度や日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の活用により、小規模企業の金利負担の軽減を図ります。

② 生産性の向上及び ICT の活用による売上拡大の支援

- ・ 商工団体の経営指導員等による巡回指導や窓口相談を通じて、収益力を向上し持続的な経営を行うためのノウハウの習得など、小規模企業の生産性向上を支援します。
- ・ インターネット通販をはじめ ICT の活用を促進し、提供する商品やサービスが地域の消費に依存している小規模企業の域外への販路開拓を支援します。

③ その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策

- ・ 様々な経営課題にワンストップで対応できる相談窓口を設置し、個別の相談・指導を行うとともに、必要に応じてより専門性の高い支援機関や各種専門家を紹介するなど、商工団体と連携し伴走型支援体制を強化します。

【推進にあたっての指標】

指 標	当初値 (2016 年度)	2018	2019	2020	2021	目標値 (2022 年度)
【再掲】 商工会・商工会議所の相 談・指導件数 (件)	2,634	2,700 (5,334)	2,800 (8,134)	2,900 (11,034)	3,000 (14,034)	3,000 (17,034)

※下段（ ）は累計

第4 施策を推進するための取り組み

1 計画の推進体制について

本計画については、所管課である産業振興課が中心となって関係部署と連携して取り組みますが、取り組みの実効性をより高めるためには、商工団体や県等との連携・協力が非常に重要になってきます。

そのため、現在定期的を実施している商工団体との事務局会議を推進組織として位置づけ、福岡県飯塚中小企業振興事務所の助言を受けながら、この推進組織が必要な調整などを行いながら効果的・効率的に取り組むものとしします。

なお、この推進体制については、取り組みの進捗状況などにより、必要に応じて商工団体への支援も含め充実強化を図るものとしします。

2 計画の実効性の確保について

基本計画の実効性を高めるには、効果的な推進体制の整備に加え、計画の進捗管理としてPDCAサイクルを確実にまわしていくことが極めて重要です。

そのため、計画の取り組み状況については、毎年度取りまとめのうえ、条例第12条の規定に基づき設置する嘉麻市中小企業振興審議会（以下「審議会」といいます。）の点検・評価を受けるものとしします。

この点検・評価の結果については、条例第13条の規定に基づき、市ホームページ等で公表するものとしします。

3 計画の見直しについて

経済情勢等の変化により、計画期間中に取り組み内容の見直しなどが生じた場合は、審議会の意見を聴いたうえで、必要な見直しを行います。

4 その他

(1) 中小企業者の受注機会の確保について

市は、自らの工事発注、物品・役務の調達に関して、市内中小企業への優先発注の徹底に努め、市内中小企業者の受注機会の確保を図り、中小企業の振興を推進します。

(2) 国県補助事業の活用など財源の確保について

市の厳しい財政状況を踏まえ、取り組みを実施するにあたっては、国県補助等を積極的に活用することを基本とします。また、地域資源を活用する取り組みなどについては、ふるさと納税やクラウドファンディングを財源にすることなどについても検討します。

【参考資料】

嘉麻市中小企業振興基本条例

平成29年6月27日
嘉麻市条例第22号

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、南部の古処・屏・馬見連峰を源とする遠賀川が南から北に流れ、市の北西部及び北部に流域平野を形成し、豊富な水と緑があふれる自然豊かなまちです。明治期以来の近代工業化に伴い、石炭産業とその関連産業が発展して大いに繁栄しました。しかし、昭和30年代の国のエネルギー政策の転換による石炭産業の衰退は、石炭産業を中心として発展してきた本市に大きな打撃を与えました。

その後本市では、炭鉱跡地に開発整備した工業団地を受け皿として工場誘致を展開し、石炭産業に代わる基幹産業の構築を模索してきました。

その中であって、事業所のほとんどを占める中小企業は、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、祭りや文化の継承にも重要な機能を果たすなど、地域社会を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、情報通信技術の更なる発展など、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。本市においても商店街の空洞化が進むとともに、都市部との経済格差の拡大により産業が収縮し、人口の流出が止まらず、大きな課題となっています。

こうした状況の中、地域経済が成長発展していくためには、中小企業者自らが地域の魅力ある資源である農林産物、工業製品、技術、自然、歴史及び文化を見直し活用していく、また、男女が共に能力を発揮でき、家庭生活と仕事が両立できる職場環境をつくるなどの創意工夫をし、経営の安定・向上を図ることが重要となっています。

私たち市民は、中小企業が経済や雇用の面で人口減少に歯止めをかける役割を担うだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとって不可欠な存在であることを改めて理解し、市、中小企業、商工団体、関係団体及び大企業が一体となって、中小企業の発展に協力していく必要があります。ふるさとへの愛着と誇りを胸に、若い人たちが嘉麻にとどまる、嘉麻にあつまる、環境づくりを進めていかなければなりません。

このような認識に立ち、中小企業の振興を市政の重要な柱と位置づけ、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が市の経済において重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、市の責務及び基本的施策等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

(3) 商工団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所又は商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会のうち、市内に事業所等を有するものをいう。

(4) 関係団体 商店街振興組合、農業協同組合、金融機関、教育機関その他中小企業の振興に関連する団体で、市内に事業所等を有するものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を尊重すること。

(2) 農林産物、自然、人材、技術その他の市が有する資源を総合的に活用すること。

(3) 男女が共に活躍でき、家庭と仕事の両立ができる職場環境を整えること。

(4) 経済活動における国際化の進展その他の経済的及び社会的環境の変化に的確に対応すること。

(5) 市、中小企業者、商工団体、関係団体、大企業者及び市民が連携して取り組むこと。

(6) 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業振興施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、商工団体、関係団体、大企業者及び市民と協力して、効果的に実施するものとする。

3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興を推進するため、積極的に情報を収集し、その提供に努めるものとする。

5 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（中小企業者の役割）

第5条 中小企業者は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、経営活動等に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として商工団体への加入に努めるとともに、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、人材の育成、雇用の促進及び福利厚生の上昇を図り、男女が共に能力を発揮でき、家庭生活と仕事が両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者は、市、商工団体及び関係団体が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業のうち特に小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業振興施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めなければならない。

2 商工団体は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を支援する活動を行うとともに、地域社会に貢献するよう努めなければならない。

3 商工団体は、地域に根ざしたネットワークを構築するとともに、情報や専門的な手法を共有することで互いに連携し、より効果的・効率的な中小企業の経営支援を展開するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第7条 関係団体は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業振興施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業振興施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、商工団体への加入に努めるとともに、地域との共存共栄を図り、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業振興施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の安定強化を図ること。
- (3) 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出を図ること。
- (4) 中小企業者の新たな事業展開の促進を図ること。

(5) 中小企業の人材の確保及び育成並びに職場環境の整備の促進を図ること。

(6) 小規模企業者の事業の持続的な発展を図ること。

2 市は前項に掲げる施策を効果的に推進するため、商工団体、関係団体、大企業者及び市民と緊密に連携して支援を行うものとする。

(基本計画の策定)

第11条 市は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業の振興に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ中小企業者、商工団体及び関係団体の意見を聴かなければならない。

(嘉麻市中小企業振興審議会の設置)

第12条 中小企業の振興に関する施策の推進に関する事項を調査審議するため、嘉麻市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、中小企業の振興のために施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。